

高松市監査委員告示第 30 号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 2 年 10 月 30 日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	三	笠	輝	彦
同	橋	本	浩	之

監査結果に基づく 措置通知

（定期監査・行政監査）

（令和2年10月30日）



T-CAS



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

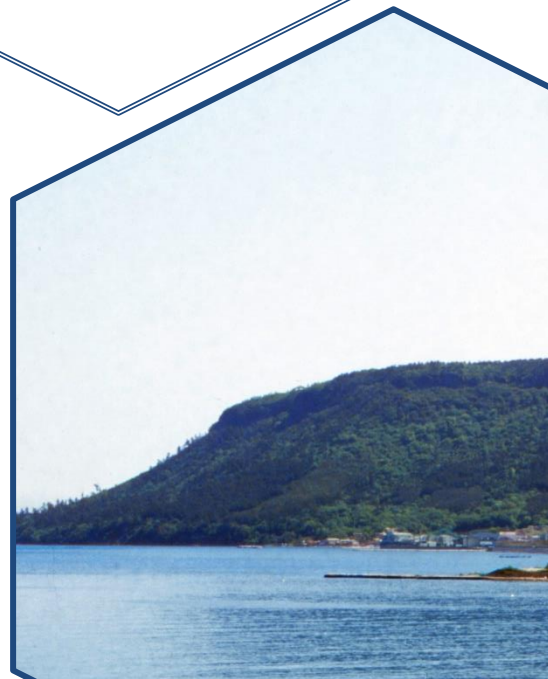
活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp



監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

R2.10.30

措置通知 No.	監査 実施 年度	告示日	告示 番号 ※	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
1	H30	H31.2.28	第1号	指摘	【重点】 「行政財産使用許可台帳」の 名称欄、区分欄及び許可期間 の記載等に記載がないものや 誤りがあるもの	P26	環境局	環境業務課	R2.10.9
2				指摘	【重点】 行政財産の目的外使用許可に 当たり、許可書の発行をして いないもの	P26			

※ 告示番号 . . . 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 . . . 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 【重点】 . . . 「平成29年度高松市監査実施計画」及び「平成30年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成30年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成30年度の重点取組事項

（2）財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

そこで、平成30年度においては、土地・建物等の公有財産はもとより、物品、債権、基金について、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／環境局		
告示番号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成31年2月28日
区 分	指 摘 【重 点】		
指 摘 の 項 目	「行政財産使用許可台帳」の名称欄、区分欄及び許可期間の記載等に記載がないものや誤りがあるもの		
指 摘 の 内 容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P26		
公 表 文 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki310228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和2年10月9日
所管課等	環境局 環境業務課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和元年度から、行政財産使用許可台帳の作成時に、区分欄の記載に漏れがないよう、確認・点検を徹底することとした。 また、令和2年9月24日開催のリスクマネジメント会議において、高松市公有財産事務取扱規則の再確認を行い、その遵守について周知徹底を図るとともに、課内でのチェック体制を構築し、適正な事務処理に努めている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／環境局		
告示番号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成31年2月28日
区 分	指 摘 【重 点】		
指 摘 の 項 目	行政財産の目的外使用許可に当たり、許可書の発行をしていないもの		
指 摘 の 内 容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P26		
公 表 文 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki310228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和2年10月9日
所管課等	環境局 環境業務課
措 置 結 果	本件指摘事項については、平成31年4月から、行政財産使用許可申請書を提出させるとともに、使用料の減免を求める者には減免申請書を提出させ、使用許可書の発行を行うこととした。